

特定給食施設の手引き



令和 7 年 4 月

文京区健康推進課

はじめに

手引きの内容

1. 特定給食施設とは
2. 特定給食施設が行う届け出
3. 栄養管理報告書の提出
4. 給食施設調査
5. 管理栄養士の必置指定
6. 給食施設と関係法規

届出様式

この手引きは、文京区内で一定規模以上の給食を提供している施設（特定給食施設・その他の給食施設）の設置者及び担当者の方々を対象として、給食運営をする上で必要な法令や届け出書類等についてまとめたものです。

さまざまな健康課題を抱える現代において、「望ましい食習慣の確立」や「健康づくり」を推進していく上で、給食の果たす役割は大きいものです。各施設の特性に応じた適切な給食の提供がされますよう各施設で保管いただき、給食運営にお役立てください。

令和7年度予定

4月	
5月	
6月	◆栄養管理報告書（5月分）提出 〆切 6/13(対象施設のみ)
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	◆給食施設調査実施 提出〆切 12/15（全施設対象）
12月	◆栄養管理報告書（11月分）提出 〆切 12/15(対象施設のみ) ◆管理栄養士必置指定調査実施(対象施設のみ)
1月	◇特定給食施設講習会①
2月	◇特定給食施設講習会②
3月	

* 通年 巡回指導

◇…日程変更の可能性あり

* * * * * 手引きに関する問い合わせ先 * * * * *

〒112-8555 文京区春日 1-16-21

文京保健所健康推進課保健係 栄養指導担当

TEL 03-5803-1124 FAX 03-5803-1355

メール b-eiyou@city.bunkyo.lg.jp

1. 特定給食施設とは

1 特定給食施設とは

健康増進法では、特定かつ多数の者に対して継続的に1回 100 食以上又は1日 250 食以上の食事を供給する施設を特定給食施設としています。（第 20 条の 1）特定給食施設に対しては、保健所の栄養指導員が健康増進法に基づき、必要な支援及び指導を行っています。

また、上記の条件を満たしていなくても、「特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設」であれば、必要に応じて、特定給食施設と同様の支援及び指導を行っています。

2 特定給食施設の役割

特定給食は、喫食者の栄養を確保し、健康の保持・増進を図り、かつ喫食者に対する栄養教育をはじめ、その家庭や地域社会の食生活改善を図るなど、その与える影響は大きく、喫食者の栄養改善に占める役割は非常に重要なものです。

3 特定給食施設の届け出および報告の義務

特定給食施設の設置者は、文京区健康増進法施行細則第 4 条により給食開始等の届け出を、また第 6 条により給食施設の設置者または管理者は給食の報告（栄養報告）が義務づけられています。

4 保健所では

それぞれの施設において、より良い栄養管理や運営をしていただくため、文京保健所では、下記のような業務を実施しています。

特定給食施設講習会 （年 2 回）	栄養や給食管理に関する情報提供等を行っています。 <対象> 栄養士・調理師・調理従事者・給食部門管理者 等
巡回指導	直接施設に出向いて、指導・相談を行っています。
集団給食研究会支援	自主的に組織された研究会の活動の支援を行っています。
給食施設業務連絡会	施設同士の連携・交流を深めることを目的として、施設種別に連絡会を開催しています。 <活動内容>災害対策マニュアル作成・食育情報交換 等
その他	必要に応じて、給食管理の相談や講習・調査を実施します。

2. 特定給食施設が行う届け出

特定給食施設の設置者は、給食を開始(再開)・変更・廃止(休止)した時は、1か月以内に区長に届け出なければなりません。(文京区健康増進法施行細則 第4条)

*****令和4年度より様式が変更されています*****

内 容	提 出 書 類
給食を開始(再開)する場合 申請フォーム ※提出後、提出内容の確認のため健康推進課へ一報入れること	・ 給食開始届(第2号様式) ・ 給食施設運営状況票 ・給食施設の平面図(図面の複写可)
給食届出内容を変更する場合 ・設置者の住所の変更(例:法人の場合、主たる事務所の所在地など) ・設置者の氏名の変更(例:法人の場合、代表者の氏名など) ・給食施設の名称変更(例:法人の場合、その名称 等) ・給食施設の所在地の変更 ・給食施設の種類の変更 ・給食の開始予定日の変更 ・1日の予定給食数及び各食の予定給食数の変更 ・管理栄養士及び栄養士の員数の変更 申請フォーム	給食届出事項変更届(第3号様式) 届出の様式はありませんが、登録済メールアドレスの変更の場合も電子申請の申請フォームより変更の申し出をしてください。
給食を休止する場合 一定期間、やむをえない理由により給食が提供できない時 (例:改築等により、一定期間外部から弁当を取る時など) ※給食を再開する時には、「開始届」が必要となります。 申請フォーム	給食廃止(休止)届(第4号様式)
給食を廃止する場合 申請フォーム	給食廃止(休止)届(第4号様式)

提出方法: **電子申請**、郵送、メール、窓口(FAXによる提出は不可です)

※新規の開始届の場合は、窓口へご提出ください。

※電子申請による様式の提出→<https://logoform.jp/form/6KSu/todoke>

※電子申請の各申請フォームに接続できない場合は、
下記文京区 HP より接続してください。

様式

開始届・変更届・廃止届・給食施設運営状況票はこちらからダウンロードできます
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/hoken/kenko/eyo/kyushoku.html>

又は、**文京区ホームページ**にて

*「給食施設の届出」のページではありません

特定給食施設

[検索](#)

※令和5年度よりメールアドレスの登録を推奨しております。→[登録はこちら](#)

3. 栄養管理報告書の提出

特定給食施設の設置者または管理者は、年2回の報告月に実施した給食について、栄養管理報告書を提出することが決められています。（文京区健康増進法施行細則第6条）栄養管理報告書を作成することにより、栄養管理の状況確認、改善点の把握がしやすくなり、栄養管理のレベルアップにつながります。

1) 報告時期：年2回

5月実施分→提出期間：6月1日～6月13日(必着)

11月実施分→提出期間：12月1日～12月15日(必着)

2) 様式：「病院・介護施設等」「給食施設」「保育所・幼稚園等」のいずれか

3) 提出先：文京保健所健康推進課 栄養指導担当

4) 提出部数：**両面印刷2部**(長辺とし。1部は東京都提出用、1部は保健所保管。)

様式

報告書様式・記入要領はこちらからダウンロードできます(東京都保健医療局)

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kenko_zukuri/ei_syo/tokutei/houkoku

4. 給食施設調査

保健所では給食施設の給食実施状況等を把握するため、年1回全施設を対象に調査を行っています。この調査結果は、東京都に報告し、厚生労働省「衛生行政報告例届出報告」統計に反映されます。

毎年、11月頃に調査票（特定給食施設運営状況票）を送付しますので、回答をお願いします。**全施設**提出が必要です。

5. 管理栄養士の必置指定

健康増進法施行規則では、管理栄養士・栄養士の専門職種を配置するよう規定しています。そのうち、都道府県知事（文京区の場合は文京区長）が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければなりません。

文京区では、給食施設調査（上記4.）実施後、該当施設に対する管理栄養士配置指定調査を経て必置指定を行います。（管理栄養士必置指定に該当すると思われる施設には個別に通知します）

6. 給食施設と関係法規

給食施設において給食を行う場合に関連する法律として、健康増進法の他に食品衛生法・感染症法・労働基準法・学校給食法・児童福祉法等があります。

保健所健康推進課では健康増進法に基づき、給食施設の指導を行っています。

◇健康増進法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000103>

◇健康増進法施行規則

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415M60000100086>

◇文京区健康増進法施行細則(抜粋)

平成 15 年 5 月 1 日 文京区規則第 48 号
改正 平成 16 年 2 月 27 日 文京区規則第 5 号
改正 平成 18 年 6 月 1 日 文京区規則第 81 号
改正 平成 24 年 2 月 24 日 文京区規則第 3 号
改正 平成 28 年 3 月 17 日 文京区規則第 6 号
改正 令和元年 12 月 20 日 文京区規則第 32 号
改正 令和 4 年 3 月 3 日 文京区規則第 24 号

(趣旨)

第一条 この規則は、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号。以下「法」という。）及び健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号。以下「省令」という。）に基づき区長の権限に属する事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由)

第二条 法、省令又はこの規則の定めるところにより、区長に提出する届書その他の書類は、保健所長を経由しなければならない。

(特定給食施設の届出)

第四条 法第二十条第一項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）の事業の開始の届出は、給食開始届（別記様式第二号）により行わなければならない。

2 法第二十条第二項による特定給食施設の届出事項の変更の届出は給食届出事項変更届（別記様式第三号）により、事業の休止又は廃止の届出は給食廃止（休止）届（別記様式第四号）により行わなければならない。

(管理栄養士の必置指定)

第五条 区長は、法第二十一条第一項に規定する施設の指定をしたときは、管理栄養士必置指定通知書（別記様式第五号）により当該施設の設置者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により指定した施設が省令第七条各号の規定に該当しなくなったときは、当該指定を解除し、管理栄養士必置指定解除通知書（別記様式第六号）により当該施設の設置者に通知するものとする。

(給食の報告)

第六条 特定給食施設の設置者又は管理者は、毎年五月及び十一月に実施した給食について、実施した月の翌月十五日までに報告書を区長に提出しなければならない。

(指導票の交付)

第七条 法第十九条に規定する栄養指導員は、法第二十二条に規定する指導及び助言を行ったときは、指導票を当該施設の設置者に交付しなければならない。